参　与　　おはようございます。
委員の皆様、それから推進委員の皆様におかれましては、公私ともにお忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
欠席の届け出が３番、茂木靖雄委員、５番、鈴木正雄委員、１０番、伊藤又エ門委員、１３番、石山礼蔵委員、１４番、判田勝補委員から出ております。
それでは定刻となりましたので、ただいまから第２９回大仙市農業委員会総会を開催いたします。

（午前１０時　開会）

参　与　　初めに、会長がご挨拶を申し上げます。

（会長挨拶）

参　与　　ありがとうございました。
会議に先立ちまして、出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は１９名となっております。会議規則第９条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。
それでは、初めに私から、前回８月７日総会から本日までの主な業務報告を申し上げます。
お手元に配付してございます第２９回総会までの業務報告書をご覧願います。
初めに、８月７日ですが、第２８回農業委員会総会を委員２２名、推進委員３名のご出席をいただきまして、ここ神岡農村環境改善センターにおいて開催しております。
８月２１日には、今年度２回目の広報専門委員会を委員７名の出席をいただき、神岡庁舎２階情報活動室において開催しております。１０月発行予定の「農業委員会だより」第１７号の掲載記事の内容確認や、掲載する写真の選定などについてご協議いただいております。
８月２６日でありますが、県庁会議室におきまして、秋田県都市農業委員会会長会の県知事への要望活動を実施し、会長が出席しております。前回の総会で皆様にお配りいたしました要望書を秋田県農林水産部次長へ提出しまして、趣旨説明と意見交換などをしております。
同じく８月２６日でありますが、秋田県農業会議第４１回常設審議委員会が秋田市のアキタパークホテルで開催され、会長及び事務局が出席しまして、農地法第４条、第５条の規定による意見の答申について審議されております。
８月２７日でありますが、大仙市農業委員会農用地利用調整会議を神岡庁舎２階情報活動室において開催しております。会長ほか推進委員３名の出席をいただき、本日の総会にお諮りする案件についてご協議いただいております。
９月３日には、今年度３回目の広報専門委員会を専門委員長ほか委員９名の出席をいただき、神岡庁舎２階情報活動室において開催しております。１０月発行予定の「農業委員会だより」第１７号の最終校正などについて、ご協議いただいております。
以上、主な業務報告といたします。
それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。

議　長　　本日の会議を開催します。
初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。
（異議なしの声）

議　長　　異議なしと認め、１１番、玉井慎太郎委員、１２番、小松伸一委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議　長　　議案第１号の「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。

参　与　　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
農地法第３条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和元年９月６日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　事務局より説明を求めます。

参　与

１ページ、１番をご説明いたします。
農地の所在が、花館○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○ほか田６筆、合計７筆の○○○○○○○○○○です。
売買による所有権の移転で、譲渡人が○○○○○○○○○○○、○○○○○○、譲受人が○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○です。
申請理由といたしまして、○○○○は勤めをしているため、管理も労力的に大変であることから、近隣を耕作する○○○○に売買の相談をしたところ、○○○○がこれに応じてくれたものでございます。
売買価格は１０アール当たり○○○○○○○○○○○、総額で○○○○と通常より高い価格となっておりますが、これにつきましては、当該地が住宅密集地に近い都市計画法上の用途区域内の農地であるためと考えられ、双方合意の上、申請したものでございます。

３ページ、５番をご覧ください。
農地の所在地は、大仙市北楢岡○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○ほか田２筆、畑２筆、合計５筆、面積は○○○○○○○です。
売買による所有権移転でございます。
売渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○、６２歳、買受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○です。
売買価格は１０アール当たり○○○○で、総額○○○○○○○○○○○です。
理由といたしまして、○○○は相続した実家を処分したいと考え、母屋や宅地を含む不動産の売買をしたい旨、買受人を探しておったところ、○○○の○○○○○○○○○○○がこれに応じてくれたものです。
なお、○○○○○○○○○○の現在の経営面積は全て○○○の農地で、主にリンゴを栽培し、ジュースやジャムに加工し販売する６次産業を主体としている会社です。北楢岡の申請農地はいわゆる屋敷畑と言われている農地ですが、○○○○○ではブルーベリーなどを植えて、自社の６次産業に新たな品目を加えたいということでございました。

１２ページ、９番と１０番を関連がありますので一括で説明します。
どちらも譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、譲受人は、○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○です。
親子間の贈与による無償移転です。
まず９番ですが、農地の所在は四ツ屋○○○○○○○○○、地目が畑、面積が○○○○○○○○○○、１筆です。
理由については、○○○が高齢のため経営を委譲したいと考え、養子縁組した娘の夫である○○○○に農地を譲るものであります。

続いて、１０番です。
農地の所在は、長野○○○○○○○○、地目が畑、面積が○○○○○○○○○○ほか田５筆、畑１筆、計７筆、合計面積○○○○○○○○○○○○です。
理由については、○○○が持ち分８分の１を所有している共有農地を後継者である○○○○に譲り渡すものであります。

続きまして、１１番をご覧ください。
売買による所有権移転です。
農地の所在が、協和小種○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○○○○○○ほか田１７筆、合計田１８筆、面積○○○○○○○○○○○○です。
譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○、譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○です。
申請理由といたしまして、申請農地のある川口地区では平成３０年開拓の県営圃場整備事業が実施されており、令和元年６月には圃場整備農地の集積のため、新規法人の○○○○○○○○○○○○が設立されました。そこで、高齢のため経営縮小を考えていた譲渡人の○○○○○○が○○○○○○に当該農地の売り渡しを申し出たところ、法人が農地の買受に応じてくれたものです。
譲受人の○○○○○○○○○○○は、既に大仙市へ経営計画を提出し、認定農業者の認定を受けております。また、令和元年度中に中間管理機構を通し、約２０ヘクタールの農地を借り受ける予定です。しかし、現在は法人を設立したばかりで農地を所有しておらず、経営農地もございません。このため、このたびの申請は農地法第３条での申請となるものです。
○○○○○○からは営農計画や定款も提出していただき、農地所有適格法人としての要件は満たしていることも確認済みであり、農地を所有することは妥当であると考えます。

私のほうからは、その他の案件につきましてその概要をご説明いたします。
議案第１号につきましては、ただいま説明いたしました５件のほかに、有償所有権移転２件、無償所有権移転２件、使用貸借権設定の更新４件がございます。
１８ページから１９ページの農地法第３条の調査書をご覧ください。
農地法第３条第２項各号に該当する場合にて許可できないことになりますので、その該当の有無を記載したものでございますが、結果、全て許可要件を満たしているものと考えます。
以上ご説明いたしましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　質疑ないようですので、これより採決いたします。
議案第１号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第１号の「農地法第３条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　　次に、議案第２号の「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題とします。

参　与　　議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について
農地法第４条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和元年９月６日提出

大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　事務局より説明を求めます。

参　与

２０ページ、１番をご覧ください。
位置図及び配置図につきましては、資料１ページ及び２ページとなっております。
農地の所在は、大仙市協和峰吉川○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○○○○○ほか田２筆、合計田３筆、面積○○○○○○○○○です。
農家住宅及び農作業用の小屋を建築するための転用です。
申請人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○です。
転用理由は、申請人である○○○○○の宅地が雄物川河川改修事業岩瀬湯野沢地区築堤工事のため国土交通省より買収となったため、自己所有の農地へ農家住宅を新築するものです。
転用の許可基準における立地基準につきましては、申請農地はおおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第１種農地に区分されます。申請地は第１種農地ではありますが、自己所有の農地へ通うための利便性にすぐれており、また宅地や道路に囲まれた土地であるため、農地の集団化、利用集積に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。
許可基準としては、農地法施行令第４条第２号イの住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当し、許可の要件を満たすものと考えられます。
また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。
なお、この案件は平成３０年２月７日に開催の第８回大仙市農業委員会総会で農振除外案件として同意をいただいた案件でございます。現地につきましては、去る８月２２日、地区担当の鈴木正雄委員から現地を確認していただきました。鈴木委員は本日所用のため総会を欠席しておられますが、今案件については問題ないものとしてご意見をいただいております。

議　長　　事務局から説明が終わりました。
ここで現地調査された委員から補足説明をお願いするところですが、鈴木正雄委員は本日欠席のため、質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
議案第２号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第２号の「農地法第４条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　　次に、議案第３号の「農業第５条の規定による許可申請について」を議題とします。

参　与　　議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について
農地法第５条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和元年９月６日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　事務局より説明を求めます。

参　与

２１ページ、１番をご説明いたします。
位置図及び配置図につきましては、資料の３ページと４ページをご覧ください。
売買による所有権の移転におきまして、資材置き場とするものでございます。
転用する農地が、大曲西根○○○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○○ほか田１筆、計２筆の○○○○○○○○○○○○です。
譲渡人が、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、譲受人が、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○です。
転用理由といたしましては、譲受会社の事業規模拡大に伴いまして、既存の資材置き場が手狭になったため、会社の敷地の隣接農地を取得しまして、鉄鋼製品のストックヤードとするものでございます。
売買価格につきましては、１平米当たり○○○○○○、総額では○○○○○○○○となっております。
農地転用の許可基準における立地基準につきましては、当該地はおおむね１０ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある第１種農地でございますが、既存施設の拡張であることから、施行規則第３５条第５号に該当し、例外的に許可できるため、立地基準における許可要件を満たしているものと判断しております。
また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断しております。
なお、本案件につきましては、ことし６月の農業委員会総会におきまして、農業振興地域からの除外につきまして同意をいただいた案件でございます。また、去る８月２８日、担当委員である判田委員から、現地及び書類等につきましてご確認いただきまして、特に問題ないとのご意見をいただいたところでございます。

２１ページ、２番から２２ページ３番まで、関連がありますので一括で説明します。
資料は５ページ、６ページとなります。
砂利採取事業のために一時転用するものであります。
初めに、２番です。
農地の所在が、長野○○○○○○、地目が田、面積は○○○○○○○○○ほか田１筆、計２筆の○○○○○○○○○○○○○です。
貸付人は、○○○○○○○○○、○○○○○○○○。
賃借料は１平方メートル当たり○○○○です。
２２ページをご覧ください。
農地の所在が、長野○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○ほか田３筆、計４筆、合計面積○○○○○○○○○○○○○です。
貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○です。
賃借料は１平方メートル当たり○○○○です。
この６筆は砂利採取地として使用され、１平方メートル当たりの賃借料が違うのは、○○○○○○の農地は耕作されていないことから、作付補償がないため低い賃借料となっております。

次に、３番です。
農地の所在が、長野○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○です。
貸付人は、○○○○○○○○○○、○○○○○○○○です。
表土置き場として使用され、１平方メートル当たり○○○○の賃借料となっております。
以上の農地の借受人は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○です。
いずれも設定期間は許可日から１年間となっております。

続いて２３ページ、４番をご説明します。

資料は７ページ、８ページとなります。
これも砂利採取事業のために一時転用するものであります。
農地の所在が、下鴬野○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○○ほか田３筆、計４筆、合計面積○○○○○○○○○○○○です。
貸付人は、○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○です。
次に、農地の所在は、下鴬野○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○、１筆。
貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○です。
次に、２４ページです。
農地の所在が、下鴬野○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○、１筆。
貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○です。
以上、６筆とも砂利採取地として使用され、１平方メートル当たり○○○○の賃借料となっております。
借受人は、○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○、○○○○○○○○です。
設定期間は許可日から１年間となっております。
以上、２番から４番までの許可基準における立地基準については、いずれも農用地区域内の農地であるものの、一時的な転用であること、事業目的達成のため代替性がないこと、また、当該事業により農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれはないと考えられることから、許可要件を満たしていると判断しました。
また、一般基準についても、添付書類等を勘案した結果、許可基準を満たしていると判断しました。

続きまして、２４ページ、５番についてご説明いたします。
位置図及び配置図につきましては、資料９ページ及び１０ページをご覧ください。
一般住宅建築のため、贈与による所有権移転を行い、転用するものです。
転用する農地は、大仙市南外○○○○○○○○○、地目は畑、面積が○○○○○○○○○○、譲渡人が、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○と大仙市南外○○○○○○○○○、地目は畑、面積が○○○○○○○○○○、譲渡人が、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○の２筆です。譲受人は、○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○ほか１名。お二人は、譲渡人である○○○○○○○の息子さんとその妻です。
申請理由といたしまして、譲受人は現在妻の実家に居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭になってきたことから、夫の実家の近隣にある当該農地を譲り受けて、一般住宅を建築するものです。
贈与による所有権移転となりますが、○○○○○○○については親子間の贈与、○○○○○○○については昔から近所つき合いがあったこと、○○○○が経営する会社に○○○○○○○が従業員として勤務していたことなどの縁から、無償で譲り渡すこととなりました。
農地転用の許可基準における立地基準につきましては、申請地は良好な営農条件を備えたおおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でことから第１種農地に区分されます。第１種農地は原則許可できませんが、本案件は不許可の例外規定である住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当することから、許可要件を満たしているものと判断しております。
また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。
なお、本案件は令和元年６月７日開催の農業委員会総会において農振除外案件としてご承認いただいたものです。

続きまして、２５ページ、６番をご覧ください。
位置図及び配置図につきましては、資料１１ページ、１２ページをご覧ください。
転用する農地は、大仙市堀見内○○○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○○○○○○ほか田１筆、合計田２筆、面積○○○○○○○○○○です。
一般住宅を建築するための転用で、使用貸借権を設定いたします。
貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○、借受人は、○○○の孫にあたる○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○です。

理由といたしまして、○○○は現在官舎住まいをしておりますが、子供の成長に伴い手狭になったことから、実家の近隣にある祖父が所有する農地を借り受け、一般住宅を建築するものです。
転用した農地については、使用貸借で２０年間借り受けることにしております。
農地転用の許可基準における立地条件につきましては、申請農地はおおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でことから第１種農地に区分され、原則許可できませんが、不許可の例外規定である住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると考え、許可できると判断しております。
また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、農地法第５条第２項第２号及び第４号に規定する許可要件を満たしているものと判断いたしました。

次に、７番です。
位置図及び配置図につきましては、資料１３ページ、１４ページをご覧ください。
転用する農地は、大仙市高梨○○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○○○○○○です。
一般住宅を建築するための転用で、使用貸借権を設定いたします。
貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、借受人は、○○○○の子供で同住所の○○○○○○○です。
理由といたしまして、○○○○は現在母と姉と暮らしておりますが、母の高齢化と現在の住宅の老朽化に伴い、自宅のバリアフリー化を計画いたしました。当初は既存住宅のリフォームによるバリアフリー化も考えましたが、費用や工事期間、リフォーム中、生活が制限されることなどの理由から、実家に近隣した母の所有する農地を借り受け、新築することになったものです。
転用した農地については、使用貸借で２０年間借り受けることにしております。
農地転用の許可基準における立地基準につきましては、申請農地はおおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第１種農地に区分され、原則許可できませんが、不許可の例外規定である住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するものと考え、許可できると判断しております。
また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、農地法第５条第２項第２号及び第４号に規定する許可要件を満たしているものと判断いたしました。
なお、ご説明いたしましたこの２案件は６月７日開催の第２６回大仙市農業委員会総会案件で農振除外案件として同意をいただいております。
説明は以上であります。

議　長　　事務局から説明が終わりました。
これより、現地調査された委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
案件１番は判田委員欠席ですので、ありません。
案件２番並びに３番についてお願いします。

足達委員　　２番の足達です。
議案の２番、３番につきましては、去る２７日、分室の高橋さんと推進委員の髙橋さんと３人で現地を確認いたしました。内容は、先ほど説明したとおり、一時転用ということで、位置図を見ていただくと、ちょうど宅地、○○○○○と書いてありますけれども、宅地が挟まれていますけれども、この○○○○○も今回の一時転用の農地の提供者ということです。
それと、国道１０５号線沿いということと後ろ側、東側のほうについては水路に囲まれているということ、一時転用ということで、周辺の営農には差し支えないものと思っております。
以上です。

議　長　　ありがとうございました。

案件４番についてお願いします。

玉井委員　１１番の玉井です。
８月２８日に現地確認してきました。事務局の説明のとおり何の問題もありませんので、よろしくお願いします。

議　長　ありがとうございました。
案件５番についてお願いします。

佐藤委員　２３番、佐藤です。
先月２７日に現地のほうへ行きました。資料を見てもらえばわかるとおり、３面が道路に面しております。耕地面につきましても、境界もしっかりしてございますので、問題ないことを確認してきました。
よろしくお願いしたいと思います。

議　長　ありがとうございます。
続きまして、案件６番についてお願いします。

小松委員　１２番小松です。
先月、現地確認いたしました。先ほどの説明のとおり、１０ヘクタール以上の一団の農地の中にありますが、集落内の農地の一角にお孫さんが借り受けるということで、隣地の境界にはＬ型擁壁を施工して、雨水は自然放流にするということと、近隣農地の日照に支障ないように緑地緩衝地を設けるということで、大分周辺の農地に気を使いながら工事するようでございます。用水排水には全く支障ございませんので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議　長　ありがとうございます。
続きまして、案件の７番についてお願いします。

齋藤委員　２１番齋藤です。
先月の２５日、確認に行ってきました。リフォームするのにうちを建てるだけの経費がかかるということで、家の前の畑を潰して住宅を建てる案件ですので、ほかの周りの人に迷惑をかけることもありませんので、何とかひとつよろしくお願いします。

議　長　ありがとうございます。

参　与　現地調査大変ありがとうございました。
それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　質疑に入ります。
質疑ございませんか。
足達委員。

足達委員　２番の足達です。
１番の案件につきまして、農振も変更で、前々回了解いただいた案件ですけれども、審議の中で石山委員のほうから、優良農地であり、また申請もたびたびだということから、賛成できないというお話がありました。
その後、一時休憩ということで再開されましたけれども、農振については了承ということで、その際、私個人的には議事録に載せないということで発言しましたけれども、やはり農地を守る立場からすれば、たび重なる申請、こういうのから見ると、貴

重な委員の意見だと思います。現地確認した委員もおられるし、前回はよくて、また今回だめだという話ではないと思いますけれども、そういう話から、ぜひ条件をつけて許可すべきではないかと私は思います。

一部の委員の方には、そのほうがいいという話もありますけれども、やはりここで審議して多数決で決めるというのは最終的な話ですけれども、委員として、許可しないわけではないですけれども、そういう貴重な意見があったから、ある程度、許可にあわせて農業委員会としての意見を付すべきではないかと思います。委員の皆さんにお諮りしていただきたいと思います。

それと私個人的にですけれども、今回条件をつけて許可することはどうかなということで、農林水産省の農村計画課のほうに確認いたしました。そうしたら、条件をつけることは行政処分の中での行為なので、許可権者ができるということです。実際、許可に当たっては、例えば転用後の完了届を出すとか、そういう条件がついているので、つけても構いませんということでした。ただし、法令を遵守すべきことはちゃんとやってくださいということで、法令に準ずるものについての条件は付することはできないという回答をもらいました。

私は、今回の案件については、いろいろ経緯はあるかもしれないけれども、優良農地を会社の資材置き場として何回にも分けて申請すること自体は、やはり指導すべきだと思います。許可に当たっては、こういう条件をつけたらばということになるんだと思いますけれども、やはり当該地域は優良農地であり、計画的な申請に努めることというような書き出しでつけたらどうかなと考えています。

今許可をしないというわけじゃないけれども、しかるべき形で、大仙市農業委員会の意見として付したほうがいいのではないかなと思います。許可しないというわけでなしに、今こういう文書をつけたからといって、次回上がってきたときにどうするかということになりますけれども、まさに法令に触れない、条例に触れない程度の条件はつけてもいいんでないかなと思います。皆さんにお諮りいただければと思います。

議　長　　暫時休憩します。

（午前１０時４９分　休憩）

議　長　　それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前１０時５１分　再開）

議　長　　他に質疑ございませんか。

渡邊委員　　砂利採取の件ですが、今回の場合ちょっと特異ではないかと、国道端に隣接しており、田んぼの中とかと違った土地なので、計画断面図なども添付していただけたらと思います。国道の高さがあって、歩道があって、用排水路があって、そこで安全地帯とどう接して、何メートルの深さまで掘るといった説明資料もつけてもらえればありがたかったなと思いました。田んぼの中とか、道路からすっと離れたところとだといりませんが、今回は国道１０５号線、メインの所なので今後気遣ってくれたらありがたいかなと思います。

三浦委員　　砂利採取のことで渡邊さんから意見がありましたので、砂利採取したあと、３年後とか５年後に地権者に対してどのような状況になっているのか農業委員会で追跡調査のようなものはこれまでしたことはあるでしょうか。

参　与　　まず、渡邊委員のご意見ですけれども、今後はこのような国道に隣接した立地の場合、断面図もつけさせていただきます。

それから、三浦委員のご質問ですけれども、砂利採取後に埋め戻しましたという写真を添付して報告書をもらっています。その後にきちんと営農しているかどうかにつ

いてはこちらでは確認していなかったので、今後市長部局と打ち合わせのうえ作付けしているか確認するようにいたします。

三浦委員　それから、作付けしても排水がわるくなったとか、高低差があるとか、後処理が悪い事例が以前から結構あったものです。見た目で砂利採取したところだなとわかるような田んぼもたくさんありました。そうゆうところを調査といいますか、優良農地ですので、許可しておしまいというのはいかがなものでしょうか。

参　与　これまで、トラブルという報告はありませんでしたが、委員が見てそのような状況があるということであれば困りますので、砂利採取完了後、どのように営農しているか各分室も含め調べるようにします。

三浦委員　砂利採取させた地権者に対して、その後の状況のアンケート調査をしたほうがよいのではないかと思います。

参　与　わかりました。アンケート内容については、事務局におまかせいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

齋藤委員　国道もありますが、その横の水路、これは四ツ屋の用水路です。四ツ屋と花館を網羅しています。春に水がこなくなれば大変なことになります。農業委員会としてもこれをよく注視していただきたいと思います。

参　与　ご指摘のとおり、注視して参りたいと思います。

議　長　他に質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　ないようですので、これより採決します。
議案第３号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第３号の「農地法第５条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　次に、議案第４号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

参　与　議案第４号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。
令和元年９月６日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

事務局より説明を求めます。

２８ページの５番と６番について関連がありますので、一括で説明いたします。

どちらも新規の利用権設定です。
初めに、５番をご覧願います。
利用権を設定する農地は、大仙市土川〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、１筆です。
利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇です。

次に、６番をご覧ください。
利用権を設定する農地は、大仙市土川〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、１筆です。
利用権を設定する方は、同住所の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇です。
５番、６番両案件の利用権の設定を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、２９歳です。
申請理由といたしまして、５番と６番の農地の名義は別になっていますが、いずれも周辺住民が共同で管理している農地で、つながった一枚の田となっております。現在は〇〇〇〇〇〇が農作業受委託で耕作しておりますが、耕作者名義を統一するため、正式に契約するものです。
５番、６番両案件とも設定期間は１０年で、１０アール当たりの賃借料は〇〇〇となっております。

３３ページ、１５番の案件をご説明いたします。
農地の所在は、大仙市四ツ屋〇〇〇〇〇〇〇、台帳、現況ともに田の〇〇〇〇ほか田３筆、合計田４筆、面積〇〇〇〇〇〇〇です。
利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇、利用権の設定を受ける方は、秋田市山王四丁目１番２号、公益社団法人秋田県農業公社です。
申請理由は、〇〇〇〇〇〇所有の申請農地は側道がないため、人の土地を通らなければ耕作することができない不便な農地でした。このたび農地中間管理機構を通じて、申請農地の隣接地を耕作している方に貸し付けるものです。
賃借料は１０アール当たり〇〇〇です。
設定期間は１０年２カ月となっておりますが、これは秋田県の農用地利用配分計画により、農地中間管理機構から借り受け予定者に利用権設定される公告日までの２カ月間の差を考慮しているため、この期間となっております。

私からは、その他の案件につきましてその概要をご説明いたします。
議案第４号につきましては、ただいま説明いたしました３件のほかに所有権移転４件、賃貸借権設定の更新８件がございます。
今回の所有権移転における売買価格の内容につきましては、１０アール当たり〇〇〇〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇と幅がございます。これは、各地域の圃場の条件及び契約者双方の意向及び実情を踏まえた妥当な契約金額と推察しております。
次に、賃貸借権設定の１０アール当たりの賃借料の内容でございますが、説明案件を除き、低いほうでは１０アール当たり〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇〇〇〇と幅がございます。低いほうは圃場の条件等が悪いことなどが考えられますが、契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額と推察しております。
いずれも農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えておりますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議　長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。 （なしの声）
議　長	ないようですので、これより採決いたします。

議案第４号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第４号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

議　長　次に、報告第１号の「農地法第６条第１項の規定（農地所有適格法人）による報告について」、事務局より報告願います。

参　与　報告第１号　農地法第６条第１項の規定（農地所有適格法人）による報告について
下記の者から、農地法第６条第１項の規定により書類提出があったので、これを報告する。
令和元年９月６日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　事務局より報告願います。

参　与

３４ページをご覧ください。
法人の事務所の所在地、名称、代表者名の順に読み上げます。
１番、大仙市払田字下払田１２７番地１、株式会社食農代表取締役、土井文智。
以上、１法人からの報告がありました。
詳細につきましては、３５ページから３７ページをご覧ください。
結果、農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。

議　長　以上、報告といたします。

議　長　これで本日の日程は全て終了しました。
そのほか事務局から何かございませんか。
委員の方から何かありませんか。

議　長　私のほうからですけれども、今年度から農地最適化利用交付金が発行されておりますけれども、農業委員はもちろんのこと、推進委員の方からも活動報告、できるだけ多く出してもらいたいなと思います。どんなことでもよろしいので、田んぼの中で話ししたなんていうことでもいいし、何でもいいですから、できるだけ予算を幾らでももらえるように何とかお願いしますので、来月からお願いします。

議　長　ほかにありませんか。
（なしの声）

議　長　ないようですので、以上をもちまして第２９回大仙市農業委員会総会を閉会します。
本日はご苦労さまでした。

（午前１１時２３分　閉会）